

長崎県内生産品登録要領

(目的)

第1条 本要領は、県内の経済の活性化を促進する観点から、土木・建築用県内産資材の利用促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

ただし、本要領は県内生産品の登録を受けた資材・製品について長崎県が品質を保証するものではない。

(定義)

第2条 この要領において「登録」とは、原則として事業者からの申請に基づき、一定の基準(以下「登録基準」という。)に適合するものについて、「県内生産品」として登録することを行う。

(申請資格)

第3条 登録の対象となる県内生産品の生産又は製造を行う事業者とする。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、別表1の書類を1部作成のうえ、長崎県土木部長(以下、土木部長とする)に提出するものとする。

(登録の審査)

第5条 土木部長は第4条の規定による申請があった場合は、申請者が第3条に規定する資格及び別紙1 登録基準を満たすかどうかを審査するものとする。

(登録の決定)

第6条 土木部長は第5条の規定による審査で登録基準に適合すると認める時は、申請のあった建設資材等を県内生産品として登録し、当該申請者に対し県内生産品登録書(以下「登録書」という。)(様式第5号)を交付するとともに、登録県内生産品及び登録を受けた資材の生産又は製造を行う事業者を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

2 土木部長は審査で登録基準に適合しないと認められたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知(様式第4号)するものとする。

(登録の有効期限及び登録更新)

第7条 第6条第1項の規定による登録の有効期限は、申請日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、有効期限の切れる年度の12月から1月末までに、土木部長へ別表2に定める更新申請書一式を提出し、適正と認められた場合は更新申請を行った年度の翌年度の3月31日まで県内生産品の登録を更新することができる。

(申請内容の変更)

第8条 登録を行った者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録申請事項変更届出書(様式第6号)を土木部長にすみやかに提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称もしくは代表者を変更したとき。
- (2) 登録県内生産品の生産、製造を中止または廃止したとき。
- (3) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(登録の表示)

第9条 登録を行った者は、県内生産品の包装もしくは容器、製品自体、県内生産品を製造又は販売する事業場等に当該製品が県内生産品登録品であることを表示することが出来る。

(調査)

第10条 土木部長は登録を行った県内生産品を製造している者及び登録を行った製品を製造している工場について、必要に応じ臨時の立入調査を行うことができる。

- 2 登録された資材・製品を製造している工場及びその事業者は、正当な理由なく前項の調査を拒否することができない。

(登録の取り消し)

第11条 土木部長は登録を行った県内生産品及びその製造を行う事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者が登録を行ったすべての県内生産品について登録を取り消すことができる。

- (1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 登録基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により登録を行ったとき。
- (4) 第10条の規定による調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (5) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

- 2 土木部長は登録を取り消す場合は、登録取消通知書(様式第7号)により通知する。

- 3 土木部長は登録を取り消す場合は、その対象となる県内生産品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。

- 4 第1項の規定に該当することにより登録を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな登録を行うことができない。

(登録を受けた者の責務)

第12条 登録を行った事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなくてはならない。

(1) 第10条の規定による調査、検査が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

(2) 長崎県が発注する公共工事に納入した県内生産品が、県内産であることを証明できるよう製品・書類の管理に努めなくてはならない。

2 登録を行った県内生産品の品質、流通、販売等において問題が生じたときは、登録を行った事業者がその責任を負うものとする。

(登録の特例)

第13条 土木部長は第4条から第6条の規定による手続きによらず、登録基準に適合すると認めた県内生産品について、当該事業者等の承諾を得て登録又は更新登録することができる。

(通知書に対する質問)

第14条 事業者は土木部長より第6条第2項による不登録通知書または、第11条第2項による登録取消通知書の内容について疑義がある場合は、通知を受けた日より14日以内(土日祝日を含む)に様式第8号により説明を求めることができる。

2 土木部長は、前項による説明を求められた日から14日以内(土日祝日を含む)に様式第9号により回答する。

別表1

県内生産品登録申請書	(様式第1号)
県内生産品登録申請調書	(様式第2号)
登録取消同意書	(様式第3号)
カタログ等製品の紹介資料(必要に応じて添付可能)	

別表2

県内生産品登録更新申請書	(様式第10号)
--------------	----------

県内生産品登録基準

1. 「適当」と判断する場合は次のすべての項目 を満足する場合である。
 - ① 長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。
「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（２次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」
 - ② 長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

登録区分一覧

区分1		区分2		該当製品
記号	内訳	コード	内訳	
01	共通資材	0101	鉄鋼	異形棒鋼・H形鋼・等辺山形鋼・厚鋼板など
		0102	鉄鋼2次製品・非鉄金属	カラー亜鉛鉄板・亜鉛メッキ鉄線・ボルト・ナットなど
		0103	セメント・生コン	セメント・レディーミクストコンクリートなど
		0104	コンクリート混和材(剤)	AE剤・減水剤・凝結遅延剤など
		0105	骨材	コンクリート用骨材・砂・碎石・再生碎石など
		0106	コンクリート2次製品	PHCパイプ・遠心力鉄筋コンクリート杭・コンクリート矢板など
		0107	木材	仮設用材・土木用材・角材・合成木材など
		0108	仮設材	枠組足場・各種型枠・覆工板など
		0109	接着剤・塗料	接着剤・塗料・路面標示用塗料など
		0110	改良土	各種改良土など
02	土木資材	0201	道路舗装用材料	ストレートアスファルトアスファルト混合物・常温合材・乳剤など
		0202	道路交通安全施設材料	視線誘導標・道路標識・ガードレールなど
		0203	道路用コンクリート製品	歩車道境界ブロック・鉄筋コンクリートL／U形・ロングU・円形水路など
		0204	その他道路用材	張出歩道・集水桝・グレーチングなど
		0205	上・下水道用材	ダクタイル鑄鉄管・硬質塩化ビニル管・マンホール・ボックスカルバートなど
		0206	橋梁用材	橋梁用床版・伸縮装置など
		0207	河川港湾用材	鋼製スリットダム・かごマットなど
		0208	一般土木用材	コンクリート各種ブロック・落石防護柵・軽量盛土など
		0209	造園緑化材	各種樹木・芝・種子・擬木など
03	建築資材	0301	組積・PC板	建築用(化粧)コンクリートブロック・PC板など
		0302	防水材	防水材・シーリング材など
		0303	石材	建築用石材・大理石など
		0304	タイル	内外装タイル・大型陶板など
		0305	屋根材	瓦・波板・雨どいなど
		0306	建築金物	エキスパンションジョイント・ルーフトレイン・鋼製下地材など
		0307	左官材	モルタル・モルタル接着増強剤など
		0308	仕上り塗材	仕上塗材など
		0310	木製建具	障子・フラッシュ戸・ふすまなど
		0309	金属製建具	シャッター・アルミサッシなど
		0311	建具金物	扉金物・扉錠など
		0312	ガラス	網入板ガラス・強化ガラスなど
		0313	内外装材	畳材料・カーベット・石膏ボードなど
		0314	避難設備器具	避難用ハッチ・避難用はしごなど
		0315	外構材	フェンス・大型門扉・組立車庫など
04	電気設備資材	0401	電線・ケーブル類	EM－IE電線・通信用ケーブル・電力ケーブル・絶縁材料など
		0402	電線管類	電線管・波付硬質合成樹脂管・各種トラフなど
		0403	盤類	受配電盤・各種ボックスなど
		0404	電力機器	変圧器・計器・測定器など
		0405	照明器具	公共施設用照明器具・安定器・テーパーボールなど
		0406	配線器具	タンブラスイッチ・コンセント・自動点滅器・各種配線器具など
		0407	避雷設備・接地極	避雷針・アース棒など
		0408	静止形電源設備	直流電源装置・交流無停電電源装置・バッテリーなど
		0409	発電設備	発電機・原動機(エンジン)・太陽電池など
		0410	構内電線路	構内電線路関係
		0410	通信・情報設備	映像音響装置・自動火災報知など
		0411	中央監視制御設備	中央監視制御設備など
		0412	昇降機設備	エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機など
05	機械設備	0501	管類	各種鋼管・合成樹脂管・ライニング管・継手類など
		0502	配管付属品	バルブ・計器類など
		0503	空調用熱源機器	空調用熱源機
		0504	給湯ボイラー・湯沸器	給湯ボイラー・湯沸器・風呂・洗面化粧台など
		0505	空調機器	空気清浄装置・全熱交換機・放熱器など
		0506	送風機	送風機
		0507	ダクト及びダクト付属品	各種ダクト・ウェザーカバー・排気フード・風量測定口・温度計など
		0508	制気口・ダンパー	吹出口、吸込口及び換気の給気口、排気口・ダンパー
		0509	保温材・外装材	保温材・保冷材
		0510	自動制御設備	空調用自動制御装置・自動制御盤・中央監視装置・電気計装用機材(電線・電線管類)など
		0511	衛生機具	衛生陶器・浄化槽など
		0512	排水金具	排水金具・トラップなど
		0513	ポンプ	各種ポンプなど
		0514	消火設備	屋内及び屋外消火栓箱・連結送水管・スプリンクラー・ガス消火設備・泡消火設備など
		0515	タンク類	還水タンク・熱交換機・膨張タンク・オイルタンク・ヘッダー・FRP製/鋼板製タンク(受水槽)など
		0516	厨房機器	流し・作業台・戸棚・棚・レンジ・コンロ・フライヤー・炊飯器など
		0517	ガス設備	都市ガス設備・液化石油ガス設備など
		0518	浄化槽	ユニット型し尿浄化槽(本体及び機材)・現場施工型浄化槽(機材)など※ここでの機材とはスクリーン・破砕装置・ポンプなどをいう
		0519	柵及びふた	弁柵・弁きょう・量水器柵・インバート柵・ため柵・マンホール蓋・弁柵蓋など

(様式第 1 号)

県内生産品登録申請書

平成 年 月 日

長崎県土木部長 様

申請者 住所

(法人、団体は主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県内生産品登録要領第 4 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 県内生産品登録申請調書 (様式 2 号)
- 2 登録取消同意書
- 3 参考資料 (その他資料)

(様式第2号)

県内生産品登録申請調書

平成 年 月 日

申請者	所在地	電話番号	FAX番号
	〒		
メールアドレス	ホームページアドレス	担当者名	

工場名	工場所在地	電話番号	FAX番号		
掲載区分	資材・製品名	規格	掲載区分	資材・製品名	規格
別表の区分	入力是一般名				
道路用コンクリート製品	(例)U型側溝	300-600各種			
コンクリート混和材	AE減水材	JIS A 6204			
セメント・生コン	レディーミクストコンク	JIS A 5308			

[illegible]

(様式第 3 号)

平成 年 月 日

長崎県土木部長 様

申請者 住所

(法人、団体は主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

登録取消同意書

県内生産品登録申請した内容に反した行為等があった場合には即時登録を取り消され
ても異議はありません。

(様式第 4 号)

建企第 号
平成 年 月 日

氏 名 様
(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県土木部長 印

不登録通知書

貴社から申請のありました下記資材・製品について、長崎県内生産品登録要領に基づ
く県内生産品として登録しないことと致しましたので通知します。

記

登録を認めない資材・製品 ○○○○

登録を認めない理由

(様式第5号)

建企第 号
平成 年 月 日

氏 名 様
(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県土木部長

県内生産品登録書

下記の資材を長崎県内生産品登録要領による「県内生産品」として登録します。

[illegible]

(様式第 6 号)

長崎県土木部長 様

事業者名

役職・代表者名

印

登録申請事項変更届出書

提出した申請書類に変更が生じたので、下記のとおり変更届を提出します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(様式第 7 号)

建企第 号
平成 年 月 日

氏 名 様
(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県土木部長 印

登録取消通知書

「長崎県内生産品登録要領」に基づき登録を行っている下記県内生産品について、登録を取り消すことと致しましたので通知します。

記

登録を取り消す県内生産品及び登録番号

登録を取り消す理由

(様式第 8 号)

長崎県土木部長 様

事業者名
役職・代表者名

印

通知書に対する質問書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇建企第〇〇号の通知書について、疑義があります
ので、下記質問に対してご説明願います、

記

1. 質問

(様式第 9 号)

〇〇建企第〇〇号
平成 年 月 日

事業者名
役職・代表者名 様

長崎県土木部長 印

質問書に対する回答書

貴社からの〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のありました質問書に対して下記のとおり
回答します。

記

1. 回答

(様式第 10 号)

長崎県土木部長 様

事業者名

役職・代表者名

印

県内生産品登録更新申請書

「長崎県内生産品登録要領」第 7 条の規定に基づき、下記のとおり県内生産品の登録更新を申請します。

記

1. 更新申請県内生産品：

(様式第11号)

建企 第 号
平成 年 月 日

氏 名 様
(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県土木部長

県内生産品登録更新通知書

「長崎県内生産品登録要領」第7条の規定に基づき、下記のとおり県内生産品の登録を更新しましたので通知します。

記

1. 更新県内生産品

工場名		
資材・製品名	規格	登録番号
入力是一般名		
(例)U型側溝		0203-0001
AE減水材		0104-0012
L型擁壁		0203-0561

2. 有効期限

平成 年 月 日 まで